

事業承継と種類株式

林宗節

オーナー会社にとって事業承継対策は重要課題と考えられます。そこで、今回は種類株式を使った事業承継対策について紹介したいと思います。

種類株式という言葉を聞いたことがあります
い方も結構多いのではないかと思います
ので、ここで簡単に種類株式について説
明したいと思います。株主は、会社に対
して資金を提供する代わりに、会社経営
に参加したり利益の分け前にあずかる権
利を持つていますが、種類株式というの
は、会社経営への参加や利益の分け前に
あずかる方法について複数のあり方が認
められた株式をいいます。会社法には種
類ごとに異なる定めが可能な事項として
9項目挙げられています（会社法108
条1項）。例えば、剩余金の配当や残余
財産の分配に関する事項や種類株主総会
の議決権に関する事項などです。

では、具体的に種類株式をどのように
事業承継に生かせるのでしょうか。まず
一つ目の方法です。後継者が決まつた
ら、その後継者に經營権（＝議決権）を
集中する必要があります。そのために、
財産分配についての優先権を与え（会社
法108条1項1号・2号）、その代わ
り株主総会において議決権行使できな

社法108条1項3号）。このような種類株式を発行すれば、後継者に議決権を集中させることができ、経営も安定します。ただし、種類株式発行のためには、定款変更が必要で、そのための株主総会決議を経なければなりません。

2つ目は、拒否権付株式です。会社は、定款をもつて、特定の事項について、特定の種類株主による種類株主総会の決議を要するものと定めることができます（会社法108条1項8号）。特定の事項についてその種類株主総会の決議がなければ、その行為は無効となるため、種類株式の株主は、特定事項について拒否権を持っているといえるのです。例えば、全株式数を100株として、拒否権付株式を25株、普通株式を75株とし、相続人は妻と長男と次男の3人とします。この場合、後継者である長男に拒否権付株式を相続させ、妻と次男は普通株式を相続させます。そして、拒否権の対象とする事項を、代表取締役や取締役の選任解任としておきます。そうすれば、75%の株式を有する妻と次男が、長男を取締役から解任するという株主総会決議をしたとしても、後継者である長男は拒否権を行使して取締役の職を維持することが可能になります。

他にも種類株式の使い方はたくさんありますので、事業承継対策として検討してみてはいかがでしょうか。

刑事法の中の実体法は、行為を規制することで様々な法益（窃盗罪では他人の財産です）を保護すると同時に、前記の実体法に違反することがなければ、刑罰という不利益を被ることはないという点で、自由が確保されているわけです（これを自由主義といい、前記の実体法の分野では、いかなる行為が犯罪を構成し、それに対するいかなる刑罰が科されるかは、事前に法律で定められていないならばならないという罪刑法定主義という原則が存在します）。

私が作成した誓約書にも『営業秘密をしないことを誓約する。違反した場合には損害賠償義務…』といった条項が存在します。これは、雇用関係において、被用者の行為を規制するものになります。ただ、上記と同様に見方を変えれば、「営業秘密をしなければ損害賠償義務を負うことはない」という点で、自由が確保されていることになるわけです（私法上には、前記の意味での自由主義は存在しませんが）。

以上のように、一見規制されていると思われることでも、見方を変えれば、自由が確保されているという、相反する存在にあるはずのものが併存している不思議な現象について、先日の企業セミナーで、刑法を例に挙げて説明をさせていた

暑中お見舞い



症への注意が呼びかけられています。30年前と比べてみると、平均気温は1度2℃上昇しているそうで、猛暑日の日数は倍以上になつてゐるそうです。確かに、30年前、私が中学生の頃とは全く違うように感じます。ちなみに、当時私は運動部に所属していたのですが、その頃は「水は飲むな!」という時代でした。私は、監督の先生に隠れてこつそり水を飲んでいましたので、幸い熱中症にはなりませんでした。

それはさておき、熱中症は、適切な予防法を知つていれば防ぐことが可能なものです。そこで、どういう条件で熱中症が起こりやすいか、熱中症の予防方法はどういうものかについて少し調べてみま

発行／錦城法律事務所

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZU1ビル4階B
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602

2014年7月

lo.74

錦城だより

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZU1ビル4階B
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602

それはさておき、熱中症は、適切な予防法を知つていれば防ぐことが可能なものです。そこで、どういう条件で熱中症が起こりやすいか、熱中症の予防方法はどういうものかについて少し調べてみま

くなつてしまひます。水分補給は、水やお茶をこまめにとり、1日1.2リットル程度の水分を摂取するようにならう。猛暑日のゴルフにビールは禁物ですね。

5

事務所ト。ピツクス

事務所トピックス

成績

今回の名四カントリークラブは、今井

不動産㈱の今井寛喜様のお手配によるもの
です。ありがとうございました。

次回は秋に行う予定ですので、皆様ふ
るつてご参加下さい。

規制と自由

暮名画人

刑事法の中の実体法は、行為を規制する
ことで様々な法益（窃盗罪では他人の財
産です）を保護すると同時に、前記の実
本法に違反することがなければ、判決に

中小企業の社長さんに一言(27)

今 村 憲 治

先今まで、相続税制の改正に関するご説明をしてきましたが、それに関係してこれから数回「寄与分」「寄与分と遺言」「寄与分と特別受益の関係」「寄与分と贈言」「寄与分と遺留分の関係」についてお話をしたいと思います。この内容は、確定した考えがあると言えず、あくまでも私の見解としてお話しします。読まれた方より御批判、御意見をいただければ幸いです。

1、寄与分
寄与分とは被相続人の財産の維持や増加に貢献した相続人に与えられるもので、その分を当該相続人に加算することができるものです。寄与分としては、以下の形態が考えられます。それぞれについてコメントを付けます。

(1) 家事従事型
① 特別の寄与に該当するには、無償性・継続性・専従性・被相続人との身分関係を検討する必要があります。ちなみに、第三者をヘルパーとして雇用した場合と経済的にまったく差がなければ、無償性はないとなります。そこで、第三者を雇用した場合とは比べものにならないものの、いわば小遣いのような小額の金銭を渡す場合は、有償従事とは評価

できません。この内訳は、確定した考えがあると言えず、あくまでも私の見解としてお話しします。読まれた方より御批判、御意見をいただければ幸いです。

できず、少なくともその差額が寄与分算定の基準となつても良いと私は考えており、無償性もクリアできるのではないかと思います。

次に継続性については、相当期間の家事従事が必要であろうと思つてあります。又、専従性とは、臨時や片手間と評価される場合では足りず、人の身分関係は同じ相続人でも配偶者→親子→兄弟姉妹→その他の親

族と立場に違いがあり、期待される貢献度合いの濃淡があると思います。

配偶者が期待される貢献度合いが高く、その他親族が少ないと評価すべきでしょうか：

(2) 金銭等出資型
例えば、妻が夫に対し、金銭を一部提供して、夫名義で不動産を取得する場合とか、相続人が生前被相続人に自己の不動産を贈与したときに協力した場合とか、相続人が生

借(無償)で相続人の不動産を試用さ

前被相続人に自己の不動産を贈与したとき協力した場合とか、相続人が生

借(無償)で相続人の不動産を試用さ

クライアントだより

株式会社 伊藤工務店

代表取締役 伊 藤 雅 典

私どもは創業五七年を迎える建設業者でございます。今日を迎えるに当たり今村弁護士をはじめ、多くの方々のご指導ご支援を賜りましたこと、改めまして感謝申し上げます。

さて昨今の建設業界は東北震災復興事業、東京オリンピック関連事業と一部地域に多額の投資また税金が無計画のまま投入されており、一方では公共事業の見直しや企業の設備投資に対する見直し等により、発注自体が減少し、マスクコミ等で囁かれているような好景気とは言い難い状況に陥っております。

全国規模で展開を繰り広げているゼネコンにとっては千載一遇のチャンスではありますが、地方の中小建設業においては未だ数少ない公共工事或いは民間工事を、しおぎ削り叩き合ひ過当な競争を繰り返し受注しているのが現状です。

結果生まれるのは債務超過の苦肉の言葉における雇用の劣化、安全作業の手抜き、或いは賃金の不払いなどであり、挙げればかりのない程に荒んでおります。未だ失業者や倒産件数が減らない理由はここにあります。

これは建設業界に限らずどの業界にも起つてゐる問題の一つといたします。自民党が政権を取り戻し、一部とはいえ景気回復の道しるべをつけてくれたのは有難いのですが、今一度本気になって

遺留分減殺請求

松 川 正 紀

市場調査をしてもらいたいものです。私どもは建設一筋で今日を迎えているので、他の業界については判りませんが、今の業界が抱えている問題点に触れてみたいと思います。まず第一に、集中して一部の地域に同種の工事が発注された為、材料の不足、手間の不足が大きな問題となっています。

材料についてはバブルの経験から生産ラインを増やしたり工場の拡張をしたりというような設備投資を、メークーは差し控えている為、納期に時間がかかる。第二に長く低迷した不景気の中、職場替えた人、廃業した人と人材は不足しています。以上を踏まえ一つ言えることは「安くて良いもの」なんてこの状況下では有り得ないと言っています。材料不足の中、価格は高騰しているのに安いのはそれなりの理由があり、安く仕上げられるのは低賃金で雇用された未熟な職人が制作したものであるということを理解しなければなりません。この世に「安くて良いもの」などあり得ないと思います。良い職人、製作者が作つたものはそれなりにコストを掛けることを改めて認識すべきであります。私どもが自慢できるのは、社員は元より良い職人、誠意ある協力会社を替える事無く確保し続けています。

これからも、顧客一人一人に納得して頂ける物作りを目指して鋭意努力したいと考えておりますので、今後ともご愛顧頂きますよう宜しくお願ひ申し上げます。

えないことから、このような場合は遺産分割の協議の申し入れには、遺留分減殺請求の意思表示も含まれていると解する

相続人の遺留分を侵害する遺贈あるいは贈与については、遺留分減殺請求権を行使し、その遺留分に相当する額を取得することができます。

ただ、この遺留分減殺請求は、相続が開始したこと及び遺留分を侵害する遺贈等があったことを知つてから1年経過するかあるいは相続開始の時から10年経過すると消滅し、行使ができなくなります。短期間に権利行使が認められなくなるため、遺留分減殺請求の意思表示は、明確に行わないと、後日、その権利の行使が、期間に行われたのか否かの争いも生じます。

相続人間の紛争で、遺産分割を請求し、あるいは遺産分割の調停の申立てをしたが、遺留分減殺請求権を行使するといふ意思を明確にしないまま、遺産分割の協議あるいは遺産分割の調停を進めていたところ、その間に1年の短期消滅時効の期間が過ぎてしまふこともあります。

遺産分割の請求あるいはその調停の申立てをただけでは、遺留分減殺請求の行使がなされたとはいえませんが、相続人の一人に全財産を遺贈するといった遺言がなされた場合、遺留分の減殺をしないと、他の相続人は遺産を分けてもら

して被相続人の新築・事業の資金・借金返済に協力した場合などが考えられます。この場合は、上記各形態で協力したとしても、相続開始時に金銭出資の効果が残存している必要があると思われます。

次回はこれに続けて「療養看護型」から説明します。



(以上)

事務所スタッフ紹介

名古屋市中区錦一丁目6番10号

S U Z U 1 ビル4階B

T E L (052) 201-1601代

F A X (052) 201-1602

弁護士 松川正紀

弁護士 今村憲治

弁護士 林宗範

弁護士 葛谷直人

事務員 久保寺奈美

事務員 坂本有希

事務員 鷹羽富栄

